

令和 8 年度 自動販売機設置事業者公募 実施要項

1. 目的

公共施設に設置した自動販売機の取扱料による歳入の確保及び施設利用者の利便性向上を目的とする。

2. 設置場所、台数等

場所：〒746-0014 周南市古川町 1-17

新南陽総合福祉センター

台数：1 台

3. 設置期間

令和 8 年 8 月 17 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※特段の事情がない限り、これに続く 4 回の年度更新（最長で令和 13 年 3 月 31 日まで）

4. 募集する自動販売機の種類及び要件

(1) 種類

自動販売機 1 台（設置面積 概ね 1 m²）

(2) 要件

- ① 販売する商品は、標準的な小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ② 自動販売機には、販売し、管理する者の会社名又は管理者名及び連絡先を必ず明記すること。
- ③ 自動販売機の機種は、省エネ法（「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号））に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 19 年経済産業省告示第 289 号）に準じ、省エネ対策を施したエネルギー消費効率がよい機種であること。
- ④ 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、「自販機堅牢化技術基準」（（一社）日本自動販売システム機械工業会）による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
- ⑤ 自動販売機を据付ける場合は、「自動販売機—据付基準」（JIS B 8562）及び「自動販売機据付規準」（（一社）全国清涼飲料連合会、（一社）日本自動販売協会、（一社）日本自動販売システム機械工業会、日本自動販売機保全整備協会）を遵守し、転倒防止措置を講ずること。
- ⑥ 自動販売機設置事業者は、「周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例」（平成 15 年周南市条例第 164 号）第 11 条に基づき、使用済み容器の回収ボックスを設置し、適正に管理するとともに周辺環境の美化に努めること。

5. 応募資格要件

実際に自動販売機を設置し、商品管理、アフターサービス等を行う事業者で、次の要件

をすべて満たす個人または法人であること。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- ② 「周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく資格停止期間中ではないこと。
- ③ 周南市の市税に滞納が無いこと。
- ④ 法令等を遵守し、設置期間中、継続して自動販売機の管理、営業を行う資力、能力を有すること。
- ⑤ 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のあるものでないこと。

6. 応募方法

（1）提出書類

- ① 公募参加申込書（様式第 1 号）
- ② 添付書類

※ア、イはコピー不可。

【法人の場合】

- ア 法人登記全部事項証明書（発行後 3 カ月以内のもの）
- イ 印鑑証明書（発行後 3 カ月以内のもの）
- ウ 会社概要又は事業概要（任意の様式）
- エ 役員名簿（様式第 5 号）

【個人の場合】

- ア 住民票の写し（発行後 3 カ月以内のもの）
- イ 印鑑登録証明書（発行後 3 カ月以内のもの）
- ウ 事業概要（任意の様式）

③ 販売予定品目一覧表（様式第 3 号）

設置予定の自動販売機について、販売商品、販売価格、その他付加価値等を記載すること。設置を予定している自動販売機のカatalogを添付すること。

④ 設置を予定している自動販売機のカatalog

外観、寸法及び消費電力等の仕様が確認できるもの。

⑤ 取扱料率提案書（様式第 4 号）

・取扱料率…売上金額に取扱料率を乗じた額を自動販売機取扱料として、市へ納付。

（2）提出期限

令和 8 年 8 月 6 日（木）17 時 00 分

（3）提出方法

上記書類一式を周南市地域福祉課へ持参又は郵送。

※ 郵送の場合は、書留郵便、特定記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。
(提出期限必着)

※ 提出書類は返却しません。

(4) 提出先

〒745-8655 周南市岐山通 1 丁目 1 番地
周南市地域福祉課 福祉調整担当

7. 質問の受付及び回答

質問は、市指定様式の質問書に内容を記入の上、周南市地域福祉課へ、E-mail 又は、FAX により提出すること。

なお、FAX の場合には、送信した旨を地域福祉課まで電話連絡すること。

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 21 日（火）から令和 8 年 7 月 27 日（月）17 時まで

(2) 回答方法

令和 8 年 7 月 30 日（木）までに、周南市ホームページに掲載する。

※質問及び回答は、当該公募に関するものとする。それ以外の内容や、単なる意見表明と解されるものには、回答しない。

8. 事業者の決定方法

0.0%以上で最高の取扱料率を提案した者を設置事業者に決定する。なお、最高となるべき取扱料率を提案した者が 2 人以上あるときは、くじにより決定する。

※決定した事業者名、取扱料率等は周南市ホームページ等で公表する。

※くじの手順は、以下のとおりとする。

ア 抽選番号の付与

取扱料率提案書（様式第 4 号）に記載された任意の「くじ番号」の小さい順に、「抽選番号」を 0 から順に付与する。なお、「くじ番号」が同値の場合は、商号又は名称の五十音順に付与する。

イ 当選番号の算出

最高となるべき取扱料率を提案した者が 2 人以上あるときは、最高の取扱料率を提案した者の「くじ番号」を合計し、その合計を最高の取扱料率を提案した者の数で除した「余り」を「当選番号」とする。

ウ 設置事業者の決定

「当選番号」と一致する「抽選番号」を保有する者を設置事業者に決定する。

9. 審査結果の通知時期

令和 8 年 8 月中旬までに、郵送にて発送予定。

1 0. 事業者の費用負担

(1) 自動販売機取扱料

自動販売機の売上額に事業者が提案した取扱料率を乗じた額

※四半期毎に納付。

(2) 行政財産目的外使用料

占有面積 1 m²あたり年額 1,700 円（別途消費税要）

※占有面積は、自動販売機本体に転倒防止板等の張出面積を含めた面積。

※占有面積が 1 m²に満たないとき、又は 1 m²未満の端数があるときは、1 m²として計算。

(3) 電気料

実費負担

※原則、子メーター等を設置（原則事業者負担）。詳細は新南陽総合福祉センターへ確認すること。

(4) その他

自動販売機の設置、撤去等に係る経費

1 1. 契約上の条件

- ① 行政財産目的外使用料及び自動販売機取扱料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸は不可。
- ③ 市が公用・公共用に供する事由から、やむなく自動販売機を撤去する必要があるときは、契約を解除することがある。
- ④ 設置者は、貸付期間が満了し、又は契約解除をした場合には、速やかに原状回復すること。原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した必要経費、有益費その他一切の費用について、補償の請求はできない。

1 2. お問い合わせ

(1) 申し込み手続き、審査、契約等に関すること

周南市地域福祉課 福祉調整担当

TEL : 0834-22-8465 FAX : 0834-22-8396

E-mail : fukushi@city.shunan.lg.jp

(2) 設置場所の状況等に関すること

新南陽総合福祉センター

TEL : 0834-62-6300